

人吉高等学校定時制課程 校則

令和6年3月1日
生徒指導・学校安全部

○学校生活全般に関する規定

- ・登校後、放課後までの間に所用があって校外に出る必要がある場合は、担任の許可を得なければならない。
- ・携帯電話・スマートフォンの使用については夜間の様々な危険性や就労先との連絡等を考慮し、休み時間のみ、教室での使用を許可するものとする。
- ・校内での飲酒・喫煙は禁止する。

○交通及び登下校に関する規定

- ・自転車、原付、自動車による通学を希望するものは「通学願」を提出し、許可を得なければならない。
- ・生徒同士での、同乗しての通学や下校その他の乗車を禁止する。
- ・原付、自動車の免許を取得する場合、事前に「免許取得願」を提出し、許可を得てから、自動車学校等へ通わなければならない。さらに、取得後は速やかに学校へ報告しなければならない。

※無断での免許取得は生徒指導の対象。

※自動二輪の免許取得については禁止する。

- ・下校は21時30分までに完了し、下校後は速やかに帰宅しなければならない。なお、23時以降は補導の対象となるため、時間を厳守すること。
- ・校外で起こった自分及び学友に関する事故は直ちに学校へ連絡し、相談すること。

○服装・頭髪等に関する規定

- ・生徒は「服装・頭髪等に関する規定」をよく守り、みだりに異装してはならない。異装が必要な場合は異装願を必ず提出し、許可を得なければならない。
- ・制服は、原則学校指定のものを着用すること。成人についても学校指定のものを購入すること。

制服	A タイプ	▲ブレザー ▲スラックス ▲シャツ（長袖：冬用） ▲シャツ（半袖：夏用） △ベルト（黒、茶、紺等の華美でないもの） △靴下（黒、紺、白等の華美でないもの） ▲校章
	B タイプ	▲ブレザー ▲スカート・キュロットまたはスラックス ▲シャツ（長袖：冬用） ▲シャツ（半袖：夏用） △タイツ（黒、ベージュ、紺等の華美でないもの） △靴下（黒、紺、白等の華美でないもの） ▲校章

※▲は学校指定、△は学校指定外。

- ・防寒具については、マフラー やセーター、コートなどは華美でないものを許可する。また、シャツ、ブレザーは、必ず着用しておくこと。
- ・校内の履きものについては、学校指定のスリッパに限る。
- ・原則として、下記のことをしてはならない。
 - ・髪を染める、脱色する
 - ・校内でピアスをつける
 - ・化粧、必要のない装飾品をする